

滋賀県緊急節電対策本部設置要綱

(設置)

第1条 関西における電力需給状況がひっ迫している中、滋賀県における節電対策を総合的に推進し、ものづくり県である滋賀の円滑な生産活動や県民のいのちに関わる営みを守るため、滋賀県緊急節電対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電力需給状況をはじめとする節電関連情報の収集に関すること。
- (2) 県域で取り組む節電行動計画の企画立案に関すること。
- (3) 県有施設および県職員による節電率先行動の推進に関すること。
- (4) 節電の啓発および支援に関すること。
- (5) 節電県民運動の促進に関すること。
- (6) 経済活動における節電対策の支援に関すること。
- (7) 計画停電等への対応に関すること。
- (8) 国および関西電力等に対する要請活動に関すること。
- (9) その他、節電対策の総合的な推進について必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 対策本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事

2 本部長は、知事をもって充てる。

3 副本部長は、副知事をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、対策本部の事務を統轄する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、それぞれの職務に応じて所掌事務を行う。

4 幹事は、それぞれの職務に応じて本部員を補佐し、所掌事務を行う。

(会議)

第5条 対策本部の会議は、本部員会議および幹事会議とする。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、本部長が招集し、第2条に

規定する事項について審議決定する。

3 幹事会議は、幹事で構成し、総合政策部次長の職にある幹事が招集し、第2条に規定する事項を協議する。

(事務担当)

第6条 対策本部の事務は、次のとおり担当し、処理する。

- (1) 対策本部の庶務および第2条第8号の事務の企画立案 総合政策部企画調整課
- (2) 第2条第1号から第5号までの事務の企画立案 琵琶湖環境部温暖化対策課
- (3) 第2条第6号の事務の企画立案 商工観光労働部地域エネルギー振興室
- (4) 第2条第7号の事務の企画立案 知事直轄組織防災危機管理局

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、対策本部について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年5月29日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

知 事
副 知 事
知 事 公 室 長
総 合 政 策 部 長
総 務 部 長
琵琶湖環境部長
健康福祉部長
商工観光労働部長
農政水産部長
土木交通部長
会計管理者
東京事務所長
企業庁長
病院事業庁長
議会事務局長
教 育 長
監査委員事務局長
警 察 本 部 長
防災危機管理監

別表第2 (第3条関係)

知 事 直 轄 組 織	秘 書 課 長
	広 報 課 長
	防災危機管理局副局長
総 合 政 策 部	次 長
	企 画 調 整 課 長
総 務 部	人 事 課 長
	経営企画・協働推進室長
	財 政 課 長
	自 治 振 興 課 長
琵琶湖環境部	環 境 政 策 課 長
	温 暖 化 対 策 課 長
健 康 福 祉 部	健 康 福 祉 政 策 課 長
商工観光労働部	商 工 政 策 課 長
	地域エネルギー振興室長
農 政 水 産 部	農 政 課 長
土 木 交 通 部	監 理 課 長
会 計 管 理 局	管 理 課 長
企 業 庁	総 務 課 長
病 院 事 業 庁	経 営 管 理 課 長
議 会 事 務 局	総 務 課 長
教 育 委 員 会	教 育 総 務 課 長
監査委員会事務局	監 査 委 員 事 務 局 次 長
警 察 本 部	警 務 課 長